第三十八条	第二十八条の二第三項	第二十八条の二第三項（法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
	同条第一項	法第二十八条の二第一項（法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第四十条	第三十一条第一項	第三十一条第一項（法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第四十一条	第三十二条から第三十四条まで	第三十二条から第三十四条まで（これらの規定が法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。第六十三条第一号イにおいて同じ。）
第四十一条の二第一項	第三十二条第二項	第三十二条第二項（法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次項において同じ。）
第五十五条	第四十六条第一項	第四十六条第一項（法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第六十条	同条第一項各号	同条第一項各号（法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第六十二条	第五十八条第五項	第五十八条第五項（法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
別表第四	第三条の二	第三条の二（法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）

（新設）

第三条　法附則第六条第六項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　通行の制限又は遮断を行う場所

二　通行の制限にあつては、その期間及び制限の内容

三　通行の遮断にあつては、その期間

（新設）

第四条　法附則第七条第一項の農林水産省令で定める方法は、同項の家畜の所有者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して行う方法とする。

一　法附則第七条第一項の規定による勧告をする旨

二　改善すべき事項の内容

三　前号の内容ごとの具体的な改善方法

四　改善すべき期限

五　その他必要と認める事項